

# 令和5年度 第4回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和6年3月27日（水）

午前10時00分～

場所：藤枝市役所 西館5階 第3・4委員会室

所管：藤枝市健康福祉部こども未来応援局こども課

## 議事次第

### 1 開会

### 2 委員長挨拶

### 3 こども未来応援局長挨拶

### 4 出席委員確認及び議事内容確認

### 5 議事

#### 【協議事項】

- (1) 特定教育・保育施設の確認について・・・・・・・・・・・・ 資料1  
(2) 特定地域型保育事業の確認について・・・・・・・・・・・・ 資料2

### 6 報告事項

- (1) 藤枝市こども基本条例の施行について  
(2) 「(仮称) 藤枝市こども計画」の策定について  
(3) 令和6年度当初予算・組織の概要について  
(4) 子ども・若者発達支援居場所事業について

### 7 その他

- (1) 藤枝市子ども・子育て会議条例の一部改正について

令和6年度藤枝市子ども・子育て会議は4回を予定

第1回は令和6年7月頃を予定

## 特定教育・保育施設の確認について

### 1 確認とは

子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づき、財政支援（施設型給付費）の対象となる施設であるかどうかを市町村が確認すること。

確認する項目は、子ども・子育て支援法施行規則及び藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等による。

### 2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、市町村が特定教育・保育施設の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聞くこととされている。

### 3 利用定員に関する基準

特定教育保育施設は、条例で定める基準に基づき、下表のとおり利用定員を設定する。

施設・事業所	利用定員の設定	
	定員数	認定区分（1号・2号・3号）
幼稚園	特に定めなし	1号
認定こども園	20人以上	1号・2号・3号
保育所	20人以上	2号・3号

### 4 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、恒常に利用人員が少ない場合には、施設・事業者の意向を考慮し、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要。

## 5 確認をした施設

幼稚園及び認可保育所の認定こども園移行に伴うもの。なお、認可保育所3園について、確認の辞退をする。

### <移行前>

(単位：人)

類型	設置者	施設名称	認可申請定員	利用実績 (R6.2)	利用定員				
					1号	2号	3号		計
					3~5歳	1~2歳	0歳		
幼稚園	(学法) 高洲学園	高洲 幼稚園	300	168	300	-	-	-	300
認可保育所	(学法) 大雄学園	ふじの花 保育園	140	124	0	90	38	12	140
認可保育所	(社福) 若葉福祉会	わかば 保育園	60	72	0	36	18	6	60
認可保育所	(社福) 若葉福祉会	わかばみや 保育園	72	82	0	42	24	6	72



### <移行後>

(単位：人)

類型	設置者	施設名称	認可申請定員	利用実績 (R6.2)	利用定員				
					1号	2号	3号		計
					3~5歳	1~2歳	0歳		
幼保連携型 認定こども園	(学法) 高洲学園	高洲 こども園	225	168	150	45	24	6	225
幼保連携型 認定こども園	(学法) 大雄学園	ふじの花 こども園	100	124	6	54	31	9	100
幼保連携型 認定こども園	(社福) 若葉福祉会	ブメナリコ こども園	68	72	8	36	18	6	68
幼保連携型 認定こども園	(社福) 若葉福祉会	ブメナリコ エルアこども園	80	82	8	42	24	6	80

## 6 確認の変更

### 【利用定員の変更】

いずれの施設においても、これまでの実績を踏まえ、現状の保育ニーズに柔軟に対応するため、利用定員を変更するものである。

#### <変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼稚園	藤枝聖母幼稚園	1号認定	0	0	0	25	25	25	75
		2号認定	0	0	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0	0	0
計			0	0	0	25	25	25	75



#### <変更後>

認定区分	利用定員(R6.4.1~)						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	0	0	0	20	20	20	60
2号認定	0	0	0	0	0	0	0
3号認定	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	20	20	20	60

#### <変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼稚園	岡部聖母幼稚園	1号認定	0	0	0	40	40	40	120
		2号認定	0	0	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0	0	0
計			0	0	0	40	40	40	120



#### <変更後>

認定区分	利用定員(R6.4.1~)						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	0	0	0	30	30	30	90
2号認定	0	0	0	0	0	0	0
3号認定	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	30	30	30	90

## 参考資料（関係法令等抜粋）

### ■子ども・子育て支援法

#### (特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。  
(中略)

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### ■子ども・子育て支援法施行規則

#### (特定教育・保育施設の確認の申請等)

第二十九条 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し  
(以下省略)

### ■藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

#### (利用定員)

第五条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。

## 地域型保育事業所の確認について

### 1 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度において創設された制度で、3歳未満児を主に保育をする利用定員が19人以下の施設・事業である。

ただし、事業所内保育事業は、利用定員の上限はない。

認可基準は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

#### ① 施設設備・職員配置基準

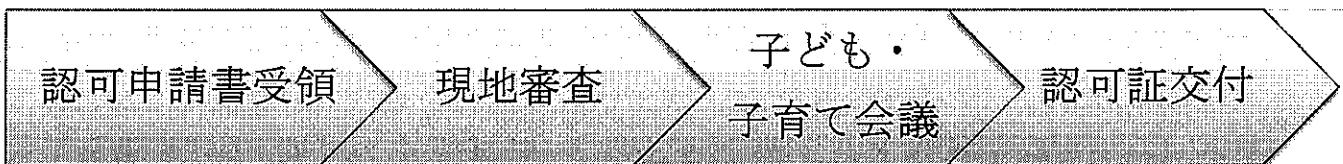
事業名	定員	保育従事者 資格	職員配置 (乳幼児:保育従事者)	面積基準 (乳幼児一人あたりの面積)
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3m <sup>2</sup> 以上
小規模保育事業 A型	6人以上 19人以下	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3m <sup>2</sup> 以上 2歳 1.98m <sup>2</sup> 以上
小規模保育事業 B型	6人以上 19人以下	保育士 1/2 以上	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3m <sup>2</sup> 以上 2歳 1.98m <sup>2</sup> 以上
小規模保育事業 C型	6人以上 10人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3m <sup>2</sup> 以上
居宅訪問型保育 事業	1人	家庭的保育者	0～2歳 1:1	基準なし (乳幼児の家庭で保育するため)
事業所内保育 事業	1人以上 (地域枠の子ども)	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3m <sup>2</sup> 以上 2歳 1.98m <sup>2</sup> 以上

### 2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、市町村が地域型保育事業の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聞くこととされている。

### 3 認可事務の流れ

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認する。



### 4 廃園施設

#### (1) 廃園施設の概要

No.	申請者	施設名称	保育定員	施設類型	所在地
1	勝見 浩文	クレヨンハウス	9人 (0歳 2人) (1歳 3人) (2歳 4人)	小規模保育事業 C型	高柳 1-1-23

## 8 参考資料(関係条例抜粋)

### ■藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。

以下の条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の幼児に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を<sup>行う</sup>保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

#### (食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

#### (家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

#### (家庭的保育事業における職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(中略)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(中略)

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

## 藤枝市こども基本条例の施行について

(健康福祉部 こども未来応援局 こども課)

### 1 要旨

平成6年に国が批准した「子どもの権利条約」及び令和5年4月施行の「こども基本法」を鑑み、市全体で子どもの成長を支え、権利を保障するなど、子どもが安全・安心で健やかに成長するため、子どもや若者等の意見を集約した理念条例を令和6年4月に施行し、子どもにやさしいまちづくりをさらに推進する。

### 2 策定の経緯

開催日	会議等	内容
令和5年5月 8日	第1回藤枝市こども基本条例等策定委員会（府内関係部課長）	条例制定方針の審議、意見聴取について
6月 5日	戦略会議	条例制定方針の審議
6月 21日	行政経営会議	条例制定方針の審議
6月 27日	第2回藤枝市こども基本条例等策定委員会（府内関係部課長）	意見聴取について
7月 7日	第1回子ども・子育て会議（外部有識者）	条例策定方針の審議
7月～9月	小・中・高・大学生等へアンケート・ヒアリング調査	条例素案に対し、子ども・若者等の意見聴取、取りまとめ等
9月 8日	第3回藤枝市こども基本条例等策定委員会	条例素案に対する意見聴取等
9月 15日～21日	部局長パブリックコメント	条例素案に対する意見聴取等
10月 16日	市議会健康福祉教育委員協議会	条例素案に対する意見聴取等
10月 16日	第2回子ども・子育て会議（外部有識者）	条例素案の審議
10月 23日	行政経営会議	条例案・パブリックコメント実施の決定
11月 10日	市議会全員協議会	条例案・パブリックコメント実施を説明
11月 21日 ～12月 15日	パブリックコメントの実施	
12月 20日	行政経営会議	パブリックコメント結果報告
12月 21日	市議会	パブリックコメント結果報告

開催日	会議等	内容
令和6年2月2日	第3回子ども・子育て会議（外部有識者）※書面開催	パブリックコメント結果報告
2月19日	令和6年2月定例月議会	議案上程
2月21日 ～3月21日	パブリックコメント結果の公表	
3月21日	令和6年2月定例月議会	議決
	条例公布	
3月27日	第4回子ども・子育て会議（外部有識者）	議決後の条例
4月1日	施行	

### 3 令和6年度の周知・啓発について

- (1) 市ホームページによる周知
- (2) 広報ふじえだによる周知
- (3) ふじえだ子育てガイドブック、幼児教育・保育施設入所案内パンフレットによる周知
- (4) 令和6年度事業による周知
  - ①藤枝市こども・若者会議の運営
  - ②啓発物（パンフレット等）の作成
  - ③職員研修 等

# 藤枝市こども基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 こどもの権利の保障(第3条—第6条)

第3章 こどもの権利を保障するための責務(第7条—第11条)

第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進(第12条—第22条)

第5章 保護者等への周知及び啓発(第23条)

第6章 施策の評価(第24条・第25条)

第7章 こどもの権利侵害からの救済(第26条)

第8章 雜則(第27条)

### 附則

こどもは、次代を担うかけがえのない存在であり、計り知れない可能性を秘めた宝であります。

全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されなければなりません。そのために全ての市民は、連携し、及び協働してこどもに寄り添い、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが将来へ希望をもち、心と体が健やかに育つ環境づくりを推進する必要があります。

さらに、こども自身がこれらの権利を理解し、行使し、守られることが、こどもにやさしいまちの実現につながっていきます。

今を生きるこどもたちが、夢と希望を抱きながら幸せに暮らし、安全・安心で心身ともに健やかに成長することは、全ての市民にとって切なる願いであります。その成長を地域社会で相互に連携し、かつ、協働して支え、明るい未来へ導き、生まれ育った自然豊かで魅力あふれるまちにいつまでも住み続けたいと思えるような、こどもにやさしいまちの実現を目指し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、全てのこどもを尊重し、こどもの権利並びに保護者、市、学校等、地域住民等及び事業者（以下「市等」という。）の責務その他の市が行うこども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）に規定するこ

ども施策（以下「こども施策」という。）の推進のための基本となる事項を定めることにより、こどもたちが安全に、かつ、安心して健やかに育つまち及びこどもにやさしいまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適當と認められる者をいう。
- (2) 若者 中学生年代から40歳未満の者をいう。
- (3) 保護者 親及びこどもを現に養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他こどもが学び、育つための施設並びにこれらの関係者及び組織をいう。
- (5) 地域住民等 市民及び団体をいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む全ての事業者及び団体をいう。
- (7) 関係機関 他の地方公共団体、警察及び医療機関をいう。

第2章 こどもの権利の保障

（安心して健康に生きる権利の保障）

第3条 市等は、こどもが安全に、かつ、安心して健康に生きるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 差別又は不当な扱いを受けないこと。
- (3) 虐待、体罰、いじめなどあらゆる暴力を受けないこと。
- (4) 健康が保たれ、適切な医療を受けられること。

（個性が尊重され自分らしく生きる権利の保障）

第4条 市等は、こどもがその個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 自分の存在を認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分の考えを年齢、成長及び発達に応じて自由に表現し、尊重されること。
- (3) プライバシー及び名誉が守られること。

（自ら守り、守られ、育まれる権利の保障）

第5条 市等は、こどもが自分を守り、又は自分が守られ、若しくは育まれるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 学び、遊び、及び心身ともに休息することができること。
- (2) 文化、芸術及びスポーツに触れ、親しむこと。
- (3) 社会全体から必要な支援を受けられること。
- (4) 成長が妨げられる状況から保護されること。
- (5) 悩み又は困りごとに係る相談をし、又は助言その他必要な支援を受けられること。
- (6) 愛情と理解をもって大切に育まれること。

(社会に参加する権利の保障)

第6条 市等は、こどもが自分に関わることについて意見を述べ、社会に参加するため、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 社会に参加するために、必要な知識及び情報を得るための支援が受けられること。
- (3) 自由に仲間を作り、集い、又は活動すること。

第3章 こどもの権利を保障するための責務

(保護者の責務)

第7条 保護者は、こどもの養育及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、必要に応じて市等及び関係機関に相談し、支援を求め、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、自らの権利と同様に、他者の権利を尊重できるよう支援に努めるものとする。
- 3 保護者は、こどもとの時間を大切にし、こどもが健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関（以下「保護者等」という。）と連携し、協働によりこども施策を推進するものとする。

- 2 市は、保護者、学校等、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(学校等の責務)

第9条 学校等は、こども一人一人の発達に応じて、こどもが主体的に学び、健やかに育つことができる環境を整備するとともに、必要な支援に努めるものとする。

2 学校等は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重し、ともに学ぶことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

3 学校等は、こどもが様々な経験を通して成長できるよう、必要な支援に努めるものとする。

(地域住民等の責務)

第10条 地域住民等は、市及び学校等と協働して、こどもが安全に、かつ、安心して豊かな心と体を育むことができる環境の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、ともに働く従業員の子育てに対する理解を深め、意識向上に努めるものとする。

#### 第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進

(こども本位の環境の整備の推進)

第12条 市は、保護者等と協働して、こどもが健やかに育ち、こどもの気持ちを受け止め、かつ、こどもの権利が尊重されるこども本位の環境の整備を推進するものとする。

(健やかな成長の支援)

第13条 市は、こどもの健やかな成長に必要な支援を推進するものとする。

(伴走型支援)

第14条 市は、伴走型支援（妊娠婦の段階及び新生児から若者に至るまでの各段階に応じ、一貫した包括的できめ細かな切れ目のない支援をいう。）を推進するものとする。

(誰一人取り残さない教育の推進)

第15条 市は、全てのこどもたちが誰一人取り残されることなく、ともに教育を受け、一人一人が夢や希望を持ち、生き生きと学び、健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

(こどもにやさしいまちづくりの推進)

第16条 市は、第12条から前条までの規定を踏まえ、こども施策の幅広い展開及びより一層の充実並びに医療、教育、福祉その他こどもに関連する分野との連携及び調整を図りつつ、法第10条第2項に規定する計画を定め、総合的かつ計画的に施策を推進するものとする。

2 市は、こども施策の推進に当たっては、こども及び保護者その他の関係者の意見を聞くものとする。

(虐待及び体罰の防止)

第17条 市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に基づき虐待及び体罰を防止及び予防するために必要な対策を講じるとともに、保護者等と連携し、虐待及び体罰の防止及び早期発見のための対策を講じるよう努めるものとする。

2 市は、虐待及び体罰の連絡があった場合は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係機関、保護者（虐待及び体罰を行っているものを除く。）、学校等及び地域住民等（以下「関係機関等」という。）と情報を共有し、連携して必要な支援を行わなければならない。

3 関係機関等は、虐待及び体罰を受けたこどもに対し、こどもが施設等に保護され、又は入所している間においてもこどもの権利が保障されるよう、市との情報の共有その他必要な配慮に努めるものとする。

(いじめの防止)

第18条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づくいじめ防止基本方針を定め、いじめの防止及び早期発見に努めるものとする。

2 学校等は、いじめを受けたこども及び保護者に適切な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に対して助言を行うものとする。

(貧困の防止)

第19条 市は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の規定に基づく計画を定め、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困防止のための対策に取り組むものとする。

(子どもの社会参加及び意見表明)

第20条 市等は、こどもが社会の一員として自分の考え及び意見の表明を行う

ことにより社会に参画する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市は、こども施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を確保するものとする。

3 学校等及び地域住民等は、学校等の行事及び地域活動に関して、こどもが意見を表明し、参画する機会の確保に努めるものとする。

#### (こどもの居場所の整備)

第21条 市等は、こどもが自分らしく安心して過ごすことができ、かつ、様々な体験を通じ、豊かな人間性を育むことができる場（以下「こどもの居場所」という。）の整備に努めるものとする。

2 市等は、こどもの居場所の整備に当たって、こどもが豊かな自然及び様々な人と触れ合い、多様な体験ができるよう助言又は必要な支援に努めるものとする。

#### (多様性の尊重)

第22条 市等は、こどもが国籍、性別及び宗教の違い、障害の有無その他の違いについて、その多様性を尊重されるよう配慮するものとする。

2 市等は、こどもに対し、偏見及び差別その他不当な扱いが生まれないようにするために、その多様性に対する理解を深め、広めるよう努めるものとする。

### 第5章 保護者等への周知及び啓発

#### (保護者等への周知及び啓発)

第23条 市は、こどもの権利に関する保護者等の理解を深めるため、必要な周知及び啓発を行うものとする。

### 第6章 施策の評価

#### (報告)

第24条 市は、こどもの権利を守り、こども施策の充実を図るため、こども施策の推進状況について、藤枝市子ども・子育て会議（藤枝市子ども・子育て会議条例（平成25年藤枝市条例第27号）第1条に規定する藤枝市子ども・子育て会議をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

#### (評価・検証)

第25条 藤枝市子ども・子育て会議は、こども施策の推進状況その他こども施策に関連する事項について評価及び検証をし、その結果を市が公表するものとする。

## 第7章 こどもの権利侵害からの救済

### (こどもの権利侵害からの救済)

第26条 市は、こどもの権利侵害に関する相談又は救済に当たっては、保護者等との連携を図るとともに、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮し対応するものとする。

## 第8章 雜則

### (委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 「(仮称) 藤枝市こども計画」の策定について

こども未来応援局（こども課、こども・若者支援課、こども発達支援センター）

### 1 主旨

こども基本法第9条に基づく「こども大綱（※）」が令和5年12月22日に閣議決定され、同法第10条において、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「こども計画」を策定することが努力義務となっている。

本市では、こども未来応援局3課の計画をこども計画として策定予定であり、具体的な策定方針や骨子案等については、今後検討していく。

#### ※「こども大綱」について

少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

### 2 「(仮称) 藤枝市こども計画」の策定について

「こども大綱」を鑑み、以下の各計画を包含した一本型の「こども計画」の策定を検討・準備していく。なお、具体的には、令和6年度にこども家庭庁が公表予定の「(仮称) 自治体こども計画策定ガイドライン」を参考に策定していく。

No.	計画名	包含	現在の策定状況	担当課かい名
1	子ども・子育て支援事業計画	必須	第2期計画（計画期間：R2～R6）	こども課
2	子ども・若者計画	必須	未策定（努力義務）	こども・若者支援課
3	子どもの貧困対策計画	必須	上記No.1に包含済	こども・若者支援課
4	藤枝型発達支援システム行動計画*	任意	第2期行動計画（計画期間：R3～R7）	こども発達支援センター

#### ※藤枝型発達支援システム行動計画の「(仮称) 藤枝市こども計画」への包含について

平成28年3月より「途切れのない発達支援を目指して」を基本理念とした「藤枝型発達支援システム」の構築に着手し、令和3年3月策定の第2期行動計画（R3～R7）においては、将来的な自立に向けた各種施策を推進し、行動計画に基づく目標は達成しつつある。また、こども大綱では、基本方針を実現するための重要な事項に「障害児支援」が示され、多様な支援ニーズへの対応が求められているほか、こどもの意見を反映させるシステムが重要なことからも、「(仮称) 藤枝市こども計画」に藤枝型発達支援システム行動計画を包含し、発達支援施策を子ども・子育て支援策の一環として展開する。

### 3 令和5年度子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

幼児教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（事業量の見込み）」の算出のための基礎データの取得。

#### (1) 調査対象

就学前の児童がいる世帯 2,000世帯  
〔 3歳未満 1,000世帯  
　　3歳以上 1,000世帯 〕

#### (2) 調査項目

前回（第2期）の調査項目を基に、国の通達（第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出の考え方（初版））等を踏まえた内容で実施。

#### (3) 調査期間

3月11日～3月24日

### 4 「(仮称) 藤枝市こども計画」策定のスケジュール（予定）

令和6年6月	骨子案・計画策定方針の決定（行政経営会議）
6月～	こども・若者意見聴取（こども・若者会議）
7月	骨子案・計画策定方針の報告（子ども・子育て会議、市議会）
10月～	計画案協議（子ども・子育て会議、市議会）
11月	計画案（パブリックコメント案）の承認（行政経営会議）
12月	計画案（パブリックコメント案）の報告（市議会） パブリックコメント実施（～1月）
令和7年2月	パブリックコメント結果報告、計画の決定・報告（行政経営会議）
3月	パブリックコメント結果報告、計画の報告 (子ども・子育て会議・市議会) 公表、市民周知

### 5 その他

- ・「(仮称) 藤枝市こども計画」を策定するにあたり、県のこども計画を勘案する必要があるが、策定期が同時期（令和6年度）となるため、十分な情報共有が必要となる。
- ・こども基本法第11条で義務化となったこども・若者等への意見聴取・反映について、令和5年末にこども家庭庁が発出する予定の「自治体向けの意見聴取の留意事項等を取りまとめたガイドライン」を参考に、広くこども・若者の意見等を聴取・反映し計画を策定していく。



# 令和6年度 当初予算・組織の概要



## I 令和6年度当初予算案

第6次藤枝市総合計画  
基本理念

まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍  
幸せになるまち 藤枝づくり

令和6年度  
戦略方針のテーマ

**ポストコロナの“次の10年”への挑戦** ~70年目の  
新たな飛躍~  
次への成長と社会課題への対応

- ◆ 人・モノを呼び込み成長を生み出す
- ◆ 多様な活動・交流を湧き起こす
- ◆ こども・高齢者の元気を育む

## 重点戦略

- I ヨンバクト+ネットワークのまちを創る
- II ひとの流れを創る
- III 産業としごとを創る
- IV 鮮やかに暮らし活躍できるまちを創る

## 職員体制の充実

市民・職員が幸せを実感できるまちづくりを実現するための「適正配置」と「人づくり」を推進

ポストコロナの“次の10年への挑戦”に向けた  
人財の適正配置

### ●職員数

790人(+2人)

正規756人(+14人),再任用34人(△12人)

市民が幸せを実感できる実効性のある施策の展開に向け、必要な職員数を確保し、各部署に適切に人財を配置

### ●体制を強化して展開する主な施策等

- ・旧市街地再生に向けた取組
- ・新たにぎわい創出のための戦略的な土地利用
- ・観光協会との連携を強化した一体的な観光まちづくり
- ・朝比奈地区の新たなまちづくり、地域活性化
- ・子ども・家庭への確かな支援など

施策推進、組織活性化に向けた

職員力の向上

### ●職員のキャリア支援及びマネジメント強化

- ・自身の強みをデジタルツールで可視化し、組織で最大限発揮するための研修を実施することにより職員のキャリア開発を支援
- ・定年延長制度の開始に伴う研修を実施し、職場のマネジメントを強化
- ・時間と場所を選ばないeラーニング環境を充実

### ●職員育成及び人脈構築に向けた人事交流・派遣

- ・人事交流(5団体)  
静岡県、静岡市、島田市、(株)静岡鉄道 他
- ・職員派遣(11団体)  
環境省、(一財)地域創造、(一財)自治体国際化協会  
地方公共団体金融機構(JFM)  
市観光協会、市スポーツ協会、熱海市 New 他

IV 健やかに暮らし活躍できるまちを創る

## こども・子育てに優しいまちを創る

New

### 保育士等の働きやすい環境づくり事業費 1,660万円

保育施設等の人材確保と職場環境向上を促進

- ・保育士養成校と保育施設等との交流
- ・保育士・幼稚園教諭等人財バンクの運営強化
- ・保育士等の魅力発信 等

New

### 保育士等キャリアアップ支援事業費 250万円

技術や知識を備えた保育士の育成を支援

国が定めた保育士等キャリアアップ研修ガイドラインに基づく7分野の研修を近隣市と連携し、分担して実施

New

### こどもにやさしいまちづくり推進事業費 500万円

こども基本条例に基づく取組を推進

- ・市こども会議キックオフイベント
- ・"世界子どもの日" (11/20) イベント



健やかなこどもを育む保育士

# 子ども・若者発達支援居場所事業

## ～発達に課題がある子どもの居場所づくり～

(子ども発達支援センター)

本市では、家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子ども・若者たちに対して、孤立の防止と義務教育後の切れ目ない支援を行うことで社会との接点を見出させることを目的に子ども・若者居場所事業を展開しているが、対象となるこども達の中でも、不登校等にある発達に課題があるこども達は年々増加傾向にあるため、一人ひとりの個性（発達特性）に寄り添える、より専門的な支援が提供できる居場所づくりに取り組んでいく。

### 1 国の動き

#### (1)こども大綱 (R5.12策定)

基本方針を実現するための6つの重要事項（①貧困、②障害児支援、③虐待防止、④自殺対策、⑤学童期・思春期の居場所づくり）にも示されている。

#### (2)子どもの居場所づくりに関する指針 (R5.12策定)

学校を“教育の場”のみならず、こどもが安心して過ごせる場所にすることや、地方自治体による居場所づくりの推進体制として福祉部門と教育部門が連携することが重要とされ、自治体の行政方針や事業計画に位置付けられるような仕組みが示された。

#### (3)子ども・子育て支援計画 (R7～こども計画に改称)に基づく進捗管理

改正児童福祉法 (R6.4.1 施行) に位置づけられていることからも、子ども・子育て支援法でも「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられる。

### 2 事業概要

- (1)目的 こどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育くむとともに、途切れのない包括的な支援を提供する。
- (2)対象 発達に課題があり不登校となっている児童生徒
- (3)場所 藤枝市駅前2-7-22（予定）
- (4)内容
  - ①アウトリーチ（令和6年5月～）
  - ②居場所での通所支援（令和6年6月3日～）
    - ・平日 10時～18時
    - ・送迎あり
    - ・自己肯定感や人や社会と関わる力などを高めるプログラムや発達段階に応じた学習支援
    - ・昼食は持参または居場所での調理
    - ・企業や事業所、大学、地域との交流事業
  - ③保護者支援（令和6年4月～）
- (5)委託先 株式会社 遊笑舎（藤枝市青木1-1-18）
 

（発達障害を含め、複合的な課題に対応スキルのあるスタッフが常駐可能な事業所）

## 藤枝市子ども・子育て会議条例の一部改正について

藤枝市健康福祉部こども未来応援局こども課

### 1 主旨

こども基本法の施行及び藤枝市こども基本条例の制定に伴い、こども施策に  
対するこども及び若者等の意見を柔軟に反映させるため、藤枝市子ども・子育て  
会議条例の一部改正を行うものである。

なお、令和6年4月1日から施行する。

### 2 改正内容

第6条に次の1項を加える。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見  
若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

○藤枝市子ども・子育て会議条例

平成25年10月4日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、藤枝市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) その他児童福祉関連施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する団体に所属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、児童福祉を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和5年3月20日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第9号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。